

第191回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題

1 会議録の承認

2 審議事項

- (1) 研究情報の収集及び管理業務について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
- (2) 臨床研究に係る倫理審査申請システム等の構築及び運用について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)
- (3) 臨床研究に係る文書管理クラウドサービスの運用について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)
- (4) 統合型GIS（地理情報システム）の構築及び運用について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (5) 税証明の電子申請運用の導入について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (6) 戸籍課関係証明書のオンライン申請の導入について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
- (7) 横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業に係る支給システムの構築及び運用について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)
- (8) 新型コロナウイルス感染症における患者情報把握・管理システムの活用及び患者フォローの業務連携について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

3 報告事項

- (1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告
消防訓練場市民開放事務
- (2) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
住所異動窓口受付番号呼出通知サービス
- (3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
ア 港南区防災参集システムの利用
イ スタートアップ成長支援業務
- (4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
ア 料金改定に係るダイレクトメール送付に係るラベル作成業務
イ 料金改定に係るダイレクトメール送付に係るラベル貼付業務
- (5) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告
「和泉川健康のみち」オープニングイベントオンライン配信等業務

	<p>(6) 既存の電話受付業務委託における通話録音の追加委託についての報告 マイナンバーカード交付事務</p> <p>(7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（4件）</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（4件）</p> <p>(9) 個人情報ファイル簿兼届出書（1件）</p> <p>(10) 個人情報ファイル簿変更届出書（1件）</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 令和3年度 第三者評価委員会の活動スケジュールについて</p> <p>(2) 個人情報漏えい事案の報告（令和3年5月22日～令和3年6月25日）</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和3年6月30日（水）午後2時～午後5時15分
開催場所	市庁舎18階共用会議室 みなと6・7
出席者	中村会長、加島委員、鈴木委員、土井委員、永井委員、三品委員、吉田委員（委員は全員WEB会議により参加）
欠席者	板垣委員、大谷委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審議事項(1)から(8)までについて、承認する。 ・報告事項及びその他について、了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第191回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、板垣委員と大谷委員から御欠席の御連絡をいただいております、土井委員からは1時間ほど遅れる旨の御連絡をいただいておりますが、ほか6名の委員は開始から終了まで御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思いますが、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、第190回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等がございますでしょうか。</p> <p>特に御意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） <異議なし></p>

(中村会長) それでは承認といたします。

本日の案件の審議に入る前に、審議順について事務局から連絡があります。

(事務局) はい、本日の審議でございますが、案件1につきまして、所管課の業務の都合により、審議順を4番目とさせていただきたくお願いいたします。

審議資料の順番とは異なりますが、1番目に案件2を御審議いただいてから、2番目に案件3、3番目に案件4、4番目に案件1という順番で進めてまいります。どうぞよろしくをお願いいたします。

(中村会長) 案件2の「臨床研究に係る倫理審査申請システム等の構築及び運用について」が最初で、そのあとは、案件3、4、1、5、6、7、8の順ですね。ではその順番で進めます。

2 審議事項

(1) 【案件2】臨床研究に係る倫理審査申請システム等の構築及び運用について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) それでは、本日の審議事項の審議に入ります。

最初に案件2「臨床研究に係る倫理審査申請システム等の構築及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

15ページ「5 取り扱う個人情報」の対象者3の「学内外委員」の個人情報について、紙データでの取扱いがあります。対象者1の「横浜市立大学研究者」と対象者2の「学外研究者」の個人情報については、紙データでの取扱いがないのはなぜですか。

(所管課) 対象者1と対象者2に記載されている個人情報の種類は、それぞれ研究者からの申請に係る情報です。これに対し、対象者3の「学内外委員」は、弁護士や患者会に所属する方等であり、一般の立場から審査を行う方になります。このような方の個人情報を取り扱う場合には、紙媒体で個人情報を取り扱っています。

(中村会長) 研究者ではなく外部の人だからということですか。

(所管課) そうです。

(吉田委員) 17ページ「事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」の「⑥ 経済状況」には、どの項目にもチェックが入っていませんが、18ページと19ページの事務開始届出書の「個人情報の記録項目」の「⑥ 経済状況」には、「収入支出」や「その他」の項目にチェックが入っているのはなぜですか。

(所管課) 17ページの事務開始届出書は、各研究者の研究本体の申請に係る情報についての届出書ですが、19ページの事務開始届出書は利益相反のシステムに関するものであり、研究者個人の収入全体の情報や、研究者の親族が関連企業の取締役になっているかどうかという情報が必要になるためです。

18ページの事務開始届出書については、17ページの事務開始届出書の対象と

なる業務の指針に基づく臨床研究ではなく、法に基づく臨床研究の審査に係る情報を対象として記載しています。これに対し、18ページの届出書の対象となる「特定臨床研究」と、19ページの届出書の対象である「利益相反に関する申告」は、同じ内容の情報を扱って合わせて審査を行うため、18ページ及び19ページどちらの届出書にも、「⑥経済状況」の「収入支出」の項目にチェックが入っています。

(吉田委員) 18ページ「個人情報の記録項目」の「⑥ 経済状況」の「その他」の項目にはチェックがありませんが、それで正しいのですか。

(所管課) この部分については、19ページの届出書と同様に、「兼業の状況」等の記載がなければいけませんでした。訂正いたします。

(事務局) 19ページ「個人情報の記録項目」の「② 家庭生活」の「その他」のところはどうですか。同様に18ページの届出書の「個人情報の記録項目」の「② 家庭生活」の「その他」に記載は必要でしょうか。

(所管課) 家庭生活の中で配偶者などが株を持つときには利益相反になりますので、先ほどと同様に記載が必要になります。こちらも訂正いたします。

(中村会長) ありがとうございます。他に何か御質問等がなければ、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(2)【案件3】臨床研究に係る文書管理クラウドサービスの運用について（個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件3「臨床研究に係る文書管理クラウドサービスの運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(鈴木委員) 今回の審議の対象となっているシステムの利用目的は、共同研究を行っている人同士での情報共有だと思います。26ページ「5 取り扱う個人情報」では、研究の内容に関する記載が少ないように思いますのでもう少し補足をしてください。

(所管課) 23ページの上の「関係法令等」の欄に、国の指針で定めている「1 人を対象とする生命科学・医学研究に関する倫理指針」に基づく研究や、「4 臨床研究法」があります。こうした未認証薬等を用いた研究等に関わる研究者が当該システムを利用しますが、個別の研究に係る研究対象者の個人情報はこのシステムには載りません。

倫理審査の承認を得た最新版の研究計画書や、患者の同意説明書の最新版について、研究の参加機関や市大の研究者が見られるようにするためのものであり、研究内容としての患者の個人情報が当該システムに載ることはありません。

(鈴木委員) そうですか。では、22ページの「2 事務全体の概要」の説明で、メー

ルの誤送信等のリスクの話がありました。そこはあまり関係ないのですか。
(所管課) 2年前に、メールのやり取りで患者の個人情報漏えいしてしまったときには、患者情報を直接メールに載せており、システムによりクラウド上で情報を共有する形にはしていませんでした。ただ、将来的に患者の同意文書そのものをクラウド上に保管することは考えられますが、今は最新の研究計画を共通で認識できるようにしようという趣旨で、スタートとして個人情報に該当しない部分をシステムでクラウド上に載せていくということです。

(鈴木委員) そうすると、このシステムを使う皆様には、その他の個人情報を当該システムに載せないように、よくよく理解してもらうことが重要ですね。

(所管課) そうですね。研究計画書など、共通で使う計画書を載せるという形で整理しています。そこに個人情報が載ることはないように進めたいと思っています。

(中村会長) 22ページ「2 事務全体の概要」に事務処理スキームのイメージ図があります。ID、パスワードは事務局のみが管理し、フォルダーごとにアクセス権限の設定が可能とされています。アクセス権限の管理も事務局だけで行うのですか。

(所管課) はい、事務局で管理します。

(中村会長) では、各プロジェクトの研究代表者が同じメンバーの誰かにフォルダーへのアクセスを許可することはありませんか。

(所管課) ありません。事務局で一元管理します。

(中村会長) ほかになにかございますか。特にないようであれば、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(3) 【案件4】統合型GIS（地理情報システム）の構築及び運用について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件4「統合型GIS（地理情報システム）の構築及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(三品委員) 31 ページ「2 事務全体の概要」の4段落目に「現行システムはスマートフォンに対応していません」とあります。公開版のスマートフォンでの利用はイメージできますが、庁内版のよこはまマップをスマートフォンで利用する具体的な場面とは、どのような場面ですか。

(所管課) 元々庁内版のシステムは、スマートフォンでの利用を想定していません。PCでのみ利用します。

(三品委員) では今回、スマートフォンに対応するのは、市民が使う公開版のシステムを想定しているのですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) 32 ページの「3 審議に係る事務」の「内容・対象者」について、システム管理者が利用部署に対して利用権限の管理をするのはどのような形で行うのですか。決裁を採るのでしょうか、内部の委員会で決めるのですか。

(所管課) システムを利用したい部署から利用する業務の内容について申請を受けます。その申請を政策課で確認し、政策課内で決裁を経た後、ID等を発行します。

(加島委員) 政策課の決裁ですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) よこはまっふの市民版は我々も見ています。庁内版についても市民版と同じスタイルで表示されるのですか。

(所管課) はい。現行は同じになります。

(加島委員) 35 ページ「5 取り扱う個人情報」に、「健康状態」や「障害」の項目の記載があります。災害時の要配慮者等への対策を考慮してこのような項目が入っているのですか。

(所管課) そのとおりです。

(加島委員) 災害時にどこに要配慮者がいるか等について、福祉に関する業務を行っている利用部署が当該マップを利用するため、「健康状態」や「障害」の情報を扱うということでしょうか。

(所管課) そのとおりです。

(吉田委員) 36 ページの個人情報を取り扱う事務変更届出書の上から6段目の「変更内容」に、「個人情報の記録項目」として「本籍・国籍」を追加するとあります。「本籍・国籍」は踏み込んだ情報と考えますが、どのような利用をイメージしていますか。

(所管課) 内容としては本籍ではなく国籍の部分に近いです。どのような言語を使うか、どのような外国人が在住しているかという情報が業務に必要な可能性があります。

(吉田委員) これは「本籍・国籍」という表記で正しいのですか。

(所管課) 事務開始届出書の記録項目の表記では、一塊の用語になります。

(中村会長) 32 ページ「情報と利用権限の管理」で、大元は政策局で全ての権限を有するIDを保有していて、必要な範囲で各利用部署にIDを発行管理するのだと思います。今度は、各利用部署でもIDの発行管理をすると思います。二重の発行管理をしているように読めますが、この関係をもう少し説明してください。

(所管課) 各部署では、誰がどの業務でどこまでの権限を発行するかを決める意味で管理をしています。システム上の登録や管理は政策課で一元管理します。

(中村会長) ほかに何かございますでしょうか。特にならなければ、案件4を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(4)【案件1】研究情報の収集及び管理業務について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件1「研究情報の収集及び管理業務について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 6ページ下段の「5 取り扱う個人情報」に「Eラーニング受講歴」とありますが、どのような内容の情報ですか。

(所管課) 研究費の申請に当たっては、研究不正をしないように、Eラーニングを受講しないと申請ができないなどの制限があります。そのようなEラーニングをきちんと受講しているかを履歴として取り扱っていくものです。

(永井委員) 7ページの「委託先個人情報保護管理体制」では、「2 作業担当部署名」も「3 現場責任者役職名」も「代表取締役」となっていて、個人情報取扱社の人数は、正社員1名です。委託先はどのくらいの従業員数の会社ですか。

(所管課) 個人事業主で、1名で運営している会社です。

(中村会長) 4ページ「3 審議に係る事務」の「内容・対象者」で、「在宅勤務用端末」とありますが、市大が貸与する端末ですか。それとも、職員の個人用の端末ですか。

(所管課) 基本的には、本学から貸与した端末を使用することを考えています。

(中村会長) 例外的に個人の端末を使うこともあるのですか。

(所管課) 場合によって、使用することはあります。現在、端末は基本的に貸出しをしているので、そちらを使うことが多いかと思えます。

このシステムに限らず、業務をする際にはVPN接続など、学内のイントラネット内に入る必要があるため、その時点で非常に高いセキュリティとなっています。在宅勤務時に自宅のPCを使用しても問題はないと考えています。

また、大学としては、テレワークで業務を行う場合には個人のPCを使用しても良いことになっています。一定のセキュリティを満たした場合には、テレワークで個人のPCを使用することも認められています。基本的には、大学で決められたセキュリティを満たした端末で業務を行うことを想定しています。

(中村会長) 個人のPCを使用する場合、大学が決めたセキュリティを満たした端末であることは、どのように確認しているのですか。誓約書を提出してもらっているのですか。あるいは、職員を信頼しているのでしょうか。

(所管課) 月に一度以上、若しくはテレワークを行う日には、在宅勤務に係る申請書と誓約書を提出してもらいますので、誓約書を提出した上でテレワークを行うこととなります。

(中村会長) 6ページ「5 取り扱う個人情報」で、写真は「ある人のみ」、学歴の情報は「記載の研究者のみ」と記載されていますが、ある人のみから収集する情報であれば、結局は不要な情報なのではないでしょうか。取り扱う必要があるのでしょうか。

(所管課) 写真については、新システムは、学内に公開しているデータベースと連結させる予定があります。そこに写真が掲載されている研究者と掲載されていない研究者がおり、掲載がない研究者であれば、写真は取り扱わないということです。

(中村会長) 写真は、もしあれば掲載したいということですか。

(所管課) そうです。もちろん、掲載の最終的な判断は研究者に任せていますが、データベースでは「写真を公開できる人はしてください」と案内していますので、その範囲での取扱いになります。

(中村会長) 同ページの同記載欄の「職歴・学歴」の項目についても同様ということですか。

(所管課) そうです。

(土井委員入室)

(中村会長) このほか特に御質問がないようですので、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(5)【案件5】税証明の電子申請運用の導入について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件5「税証明の電子申請運用の導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(三品委員) 43ページ「4 個人情報の管理体制」の「事務の委託」、「廃棄方法」の記載欄の電子データの項目で、「本市職員がデータ一覧画面から目視で確認」となっていますが、具体的にはどのように確認するのでしょうか。

(所管課) 本市のLGWAN専用端末から、申請データの確認画面にアクセスして確認します。本市では、このような申請行為に係る個人情報の保存年限を1年としていますので、1年で横浜市システムの検索画面から見られなくなることで廃棄としています。

(三品委員) 1年で個人情報を廃棄する場合は、委託先では個人情報のコピーやバックアップも保存されていないのでしょうか。

(所管課) 自治体側からは個人情報を見ることができなくなりますが、委託先のサーバーには残されています。

(三品委員) 電子データはずっと廃棄されないことになりませんか。

(所管課) 委託先で保有する情報は基本的には外部には出さず、暗号化されて管理されるため、外部の人には見られないようにはなっています。

行政情報の廃棄の考え方で、内閣府でも、行政機関から参照できなくなることで足りるという考え方があります。本市としては、申請の事実は一切見えなくなってしまうことから、「廃棄」という考え方ができるのではないかということです。

(三品委員) 暗号化されている情報は復元できないのかもしれませんが、情報として残るため一抹の不安がありますが、行政側から見る事ができなくなったら廃棄だと言われると、納得するしかありません。

45 ページ「委託先個人情報保護管理体制」の「9 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制」、「(2) 個人情報の保管場所」で、鍵付き書庫にチェックが入っていますが、具体的にはどのような形で個人情報を保管しますか。

(所管課) 委託先で一時的に業務に必要な電子データを紙に印刷した場合は、一時的に鍵付き書庫に保管する可能性があります。

ただ、実際には委託先では紙の文書自体を長期間保存するものではなく、保存は電子データのみになっています。

(三品委員) 43 ページ「4 個人情報の管理体制」の「事務の委託」の「廃棄方法」の記載欄で、鍵付き書庫に納められた紙データの廃棄について記載が全くありませんが、これはどうなりますか。

(所管課) 委託先に確認して、紙データの廃棄方法についても記録するようにします。

(中村会長) 暗号化されていますが、委託先には電子データが残ります。電子データの廃棄について、市との契約で何らかの義務付けをさせることはできないでしょうか。

(所管課) 廃棄方法については委託先に色々ヒアリングをしました。必要以上の個人情報の利用はしない契約を結びますが、横浜市以外にも色々な自治体が共用で扱っているシステムのため、廃棄については横浜市の情報のみというように特定の情報だけを抽出することは困難という回答です。

(吉田委員) 44 ページ「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」に「印刷した紙データ」とありますが、これは書庫に入っているものと同じものでしょうか。

(所管課) こちらは委託先が電子データで管理するものとは異なります。郵便や窓口で本市に申請が来た場合は、紙の申請書を受理して管理していますが、電子申請で受け付けたものについても同様の管理をするために、本市で紙の申請書として出力したものを同じ保存年限で管理することになっています。

(吉田委員) それはどのように廃棄しますか。

(所管課) 職員が目視する中でシュレッダーにより処理します。

(中村会長) 電子申請があったときにわざわざ紙に印刷するのはなぜですか。

(所管課) 基本的には、窓口で交付するものは紙の申請書ですが、今回は新しくオンラインで初めて申請のチャンネルを設けます。紙の申請書を使用して実際に何通発行したかの管理を行い、統計上のデータや次年度の証明書用紙の発注に使ったりするため、区役所への申請は電子で来ますが、運用としては大多数の紙の申請書と合わせて管理する必要があり、紙で出力して廃棄します。

(中村会長) 44 ページの「5 取り扱う個人情報」の想定件数について、今回の電子申請で取り扱う個人情報として約2万件を想定していますが、従前の電子申請が始まる前の郵送や窓口での申請件数はどのくらいでしたか。

(所管課) 一部、年々減ってきているところもありますが、直近で大体50万件です。こちらの2万件は、郵送請求とマイナンバーカードの普及率から照らし合わせて最大値で見込んだものです。例年、50万件程度を紙で管理しており、

それを1年間管理して、1年後には廃棄しています。

(鈴木委員) 先方の会社の都合で、「横浜市のものだけの削除」は難しいということでしたが、一定期間経過後にデータを廃棄するプロセスはないのでしょうか。

(所管課) データは半永久的に残ります。

(事務局) AWSのサーバーに残るデータは、44 ページ「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」、電子データの「氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス」が暗号化されたものですか。

(所管課) はい。

(事務局) クレジットカード情報はサーバーに残りませんか。

(所管課) 残りません。委託先は取り扱いません。

(事務局) 暗号化した情報が残っても「廃棄」になることは、事務局でも承知していませんでしたので、もう一度こちらで確認して次回報告します。

(中村会長) では、そこは次回の審議会で事務局から報告をお願いします。

(加島委員) 同ページの「事務の委託」の「個人情報の種類」は、紙データ「なし」になっていますが、この下に「紙データは1年間保存」となっています。

(所管課) 横浜市が保存する紙データが1年ということです。

(加島委員) 委託については取り扱うデータはないということですね。

(所管課) はい。

(事務局) 「実施機関での保存期間」をここに記載するので、このような書き方になります。少し分かりにくく、申し訳ありません。

(加島委員) 電子申請ができるようになると、非常に便利になります。受託者は、システム障害が起きた場合に、復旧対応を行うとのことですが、コールセンターやホームページでの利用者へのアナウンスは用意するのでしょうか。

(所管課) 電子申請は、本市のHPから申請手続を進めていくものですので、不具合が生じている場合にはそこでその旨を案内し、郵送か窓口で交付申請をするよう案内をします。ほかの手段で証明書等を取得することができる旨を広報します。

(加島委員) 委託先のホームページを見たところ、「印鑑証明取得における一時システム停止のおわびと報告」がありました。不具合の内容として、「一定期間に同時に申請がされたときに、直前の申請者のIDを利用して処理が行われた」とあり、「第三者に個人情報は渡っていない」や、「不具合により個人情報が他の方に閲覧されることはない」と、非常に丁寧な案内がありました。

どの業者に委託しているかは一般の市民には分からないため、事故があったときは、自分の個人情報が漏れているのではないかと考えると思いますので、市のホームページでも丁寧に答える仕組みがほしいです。

(所管課) かしこまりました。

(中村会長) 同ページの「5 取り扱う個人情報」で「メールアドレス」と記載されていますが、この情報はどのようなときに使われますか。

(所管課) 申請をもらい、交付ができることをこちらで確認したときに、「こちらにアクセスしてクレジット決済をしてください」との旨をメールで送ります。そこで取得したメールアドレスを問合せ対応などで使うことは想定していません。

(中村会長) ほかに何かございますか。特に御意見がないようであれば、案件5を

承認するということによろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(6)【案件6】戸籍課関係証明書のオンライン申請の導入について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件6「戸籍課関係証明書のオンライン申請の導入について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(三品委員) 55ページの「4 個人情報の管理体制」「事務の委託」や57ページの「委託先個人情報保護管理体制」では、委託先の個人情報の取扱いについて案件5と同じような記載になっています。改めて確認してください。

このシステムを使って市民が住民票や印鑑登録証明書を請求した場合には、記載のアドレス宛に「クレジットカードで決済を」という旨のメールが届くわけですね。

(所管課) いいえ。案件5の税証明とはフローが異なります。

(三品委員) 最初に申請するときに払うのですか。

(所管課) そのとおりです。

(三品委員) 市民にメールは送られないのですか。

(所管課) システムで申請などの完了時には、それをお知らせするメールが送られます。また、問合せのために申請者に電話することがありますが、どうしても電話が繋がらないときにはメールで連絡することもあり得ると思います。

(三品委員) 委託先のクラウドに暗号化された情報が半永久的に残るとのことでした。メールアドレスは、ネット犯罪の背景になるような情報だと思います。個人情報の取扱いについては委託先との契約も含めて留意してください。

(所管課) 今回、委託先がクラウドで提供しているのは、SaaSという形のサービスで、色々な自治体と同じサービスを利用します。他の大手サービスもやはり同じで、特定の部分だけ廃棄することはどこも難しいと説明を受けています。

今回は、利用者が委託先のシステムにアクセスして申請をする前に、個人情報を委託先に渡すことについて同意を得る形式を取っています。横浜市としても「それで十分か」というところはあるかとは思いますが、クラウド上の廃棄が技術的に難しいことを踏まえて、内閣府も「参照できなくなればいい」と言っているところがあるのかと考えています。個人情報の取扱いについて調整を続けていきますが、そのように説明を受けています。

(中村会長) 56ページにある「5 取り扱う個人情報」の「想定件数」が意外に少ないように思います。今回の業務で取り扱う証明書は、総数としては年間どのぐらいの申請がありますか。

(所管課) まず住民票の写しは年間約200万件です。印鑑登録証明書が約100万件、戸籍全部事項(個人事項)証明書が約60万件、戸籍の附票の写しが約13万件、身分証明書が約3万件となっています。

このうち住民票の写し、印鑑登録証明書、市内在住の方の戸籍関係証明書、附票の写しはコンビニ交付が可能となっています。マイナンバーカードを持っている人は即時交付ができるコンビニ交付を利用すると考えられます。

先行している他都市でも、オンライン証明を利用する人はそれほど多くありませんので、他都市の割合を参考に想定件数を算出しています。年間の割合に比べて身分証明書等の想定件数が多いのは、コンビニで交付していないことが理由になります。

(中村会長) コンビニ交付していない除籍謄本や原戸籍は今後、電子申請で受けられるようになるのですか。

(所管課) 除籍謄本等は、対象にするかどうかの検討には挙がっていますが、何度も担当部署とやり取りをしなければならない複雑な内容も含まれます。まずは申請のみの情報ですぐ特定でき、発行できるものを5種類、導入します。将来的には除籍謄本等も対象となる可能性はありますが、システムの構築が必要であり、除籍謄本等を発行するにはどこまでの情報が必要か等、検討内容がかなり深くなってきます。

(中村会長) 今回は、先にクレジットカードで決済されるとのことなので、決裁後に何らかの事情によって発行できなかった場合には返金処理が必要ですが、返金処理はどのような方法を考えていますか。

(所管課) システム上、返金処理ができる構築にしています。キャンセルになった場合に返金処理をすると、利用者には「マイナス500円」という形で連絡が届きますが、「差引0」という形でキャンセルできる仕組みもあります。

(中村会長) ほかになにか特に御質問等ございませんか。ないようであれば、案件6を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(7)【案件7】横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業に係る支給システムの構築及び運用について(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件7「横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業に係る支給システムの構築及び運用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(土井委員) 72ページ「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」に紙データがあります。そこで見出しとして記載されている「減収確認資料等」は、今年、

急に家計が悪化したことを証明するようなものだと思いますが、この情報についてどのような資料を想定していますか。

(所管課) 家計急変では1年間の所得がまだ明らかではありません。直近の給与明細を提出してもらったうえで、そこに記載された数値を12倍した推定の今年の所得を用いて審査することを考えています。

(土井委員) 同記載欄には「減収確認資料等」と書いてありますが、この「等」について、実際には直近の給与明細以外はないという理解で良いですか。

(所管課) 基本的には、1年間の所得を明確に示せるものということでそのような形になるかと思います。

(土井委員) 「直近の給与明細」と記載することに差支えがあるのであれば構いませんが、「等」の記載があるので気になりました。

(吉田委員) 71 ページ「4 個人情報の管理体制」の「事務の委託 ((3) コールセンターの運營業務)」の「受託者における保管」の欄では、「有り」にチェックが入っていますが、保存期間にはチェックが入っていません。

(所管課) チェック漏れです。受託者の保存期間は契約終了までと考えています。

(吉田委員) 「契約終了まで」の項目の横に、「その他」の項目で「本市に引き渡し後速やかに」と記載してありますのでそちらにチェックが必要ではないですか。

(所管課) 失礼しました。「その他」の項目のチェック漏れです。「その他」にチェックをして訂正します。

(中村会長) このほか特に御質問がないようですので、案件7を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(8)【案件8】新型コロナウイルス感染症における患者情報把握・管理システムの活用及び患者フォローの業務連携について(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(中村会長) 次に、案件8「新型コロナウイルス感染症における患者情報把握・管理システムの活用及び患者フォローの業務連携について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま御説明がありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(鈴木委員) 今回、審議事項として審議に諮っていますが、以前から業務を開始してということで良いですか。

(所管課) そのとおりです。

(鈴木委員) 単純に、多忙で審議会の手続に手が回っていなかったため、今回審議会に諮るということですか。

(所管課) 新しいシステムを使用するため、審議会に諮らなければならないこと

は承知していました。システム利用の初期の段階では、新型コロナの流行がいつまで続くか不透明であったため、市民情報課とも相談し、新型コロナ感染者の発生状況を見ながら、審議を先延ばしにしていました。

(鈴木委員) 一時的な業務になるかもしれないということからですね。

(所管課) そうです。

(加島委員) 神奈川県は、この業務をどこかの会社に委託しているのでしょうか。

(所管課) 神奈川県の業務は、県の職員と派遣会社から派遣される人により対応しています。

(加島委員) 業務を行うに当たって委託はしていないということですか。

(所管課) 県が業務を全て委託しているということはないです。

(加島委員) 今回業務で使用しているシステムであるハースについて、システムが使用され始めた最初の頃はかなり不具合がありましたが、今は安定していますか。

(所管課) 改善は少しずつ進んでいますが、横浜市で使えるのは部分的な機能に限られています。

(中村会長) このほか特に御質問がないようですので、案件8を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

消防訓練場市民開放事務

(2) 電子メール配信サービス業務に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

住所異動窓口受付番号呼出通知サービス

(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告

ア 港南区防災参集システムの利用

イ スタートアップ成長支援業務

(4) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告

ア 料金改定に係るダイレクトメール送付に係るラベル作成業務

イ 料金改定に係るダイレクトメール送付に係るラベル貼付業務

(5) 市のイベント・行事における参加申込み受付等業務委託についての報告

「和泉川健康のみち」オープニングイベントオンライン配信等業務

(6) 既存の電話受付業務委託における通話録音の追加委託についての報告

マイナンバーカード交付事務

(7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (4件)

(8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (4件)

(9) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)

(10) 個人情報ファイル簿変更届出書 (1件)

4 その他

- (1) 令和3年度 第三者評価委員会の活動スケジュールについて
- (2) 個人情報漏えい事案の報告（令和3年5月22日～令和3年6月25日）
- (3) その他

(中村会長) それでは、次に「報告事項」及び順番が前後しますが、「その他」の(2)について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

続いて、「その他」の(1)の「令和3年度 第三者評価委員会の活動スケジュールについて」、加島委員長からお願いします。

(加島委員長) 第三者評価委員会は、市役所内の各職場での個人情報の取扱いについて、第三者の視点で実地調査を行い、問題等を指摘することで個人情報の取扱状況を改善することを目的とした横浜市個人情報保護審議会の部会と位置付けられています。

令和2年度の実地調査はコロナのため、当面、延期しましたが、今年度は感染対策をしながら、昨年度に予定していた対象課を調査します。

実地調査は7月13日(火)に実施する予定です。対象は区役所のこども家庭支援課で、個人情報の取扱い状況について2か所を調査します。

各区役所とも感染防止対策やワクチン接種の業務があり、時間の確保が難しいため、例年より調査時間を短縮して調査しようと思っています。

区役所名は報告書では非公開になるので、審議会では報告していません。

調査後に、9月の第三者評価委員会で実地調査結果の検証を行い報告案を作成して、10月から11月の第4回、第5回第三者評価委員会で報告書を取りまとめ、10月24日の個人情報保護審議会で報告書を提出したいと思います。

(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

御質問等がないようでしたら、ただいまの報告事項について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは了承いたします。

(中村会長) 本日本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思っております。

	<p>次回の日程でございますが、7月28日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。</p> <p>後日、御連絡を差し上げますが、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第191回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第191回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和3年7月28日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和3年7月28日第192回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 中村 俊規